

〇〇第〇〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

起業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣 〇〇 〇〇

上記代理人 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇番〇号
〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇

事業認定申請書

土地収用法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請致します。

記

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一級河川〇〇川水系〇〇川中流部改修工事（〇〇築堤・〇〇築堤・左岸：〇〇県〇〇市〇〇字〇〇地内から同市〇〇字〇〇地内まで、右岸：〇〇県〇〇市〇〇字〇〇地内から同市〇〇字〇〇地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

3 起業地

イ 収用の部分

左岸

〇〇県〇〇市〇〇字〇〇、字〇〇、字〇〇、字〇〇及び字〇〇並びに〇〇
字〇〇、字〇〇、字〇〇、字〇〇及び字〇〇 地内

右岸

〇〇県〇〇市〇〇字〇〇、字〇〇、字〇〇、字〇〇、字〇〇、字〇〇、字
〇〇及び字〇〇 地内

ロ 使用の部分

左岸

〇〇県〇〇市〇〇字〇〇、字〇〇及び字〇〇 地内

右岸

〇〇県〇〇市〇〇字〇〇、字〇〇及び字〇〇 地内

4 事業の認定を申請する理由

一級河川〇〇川水系〇〇川（以下「〇〇川」という。）は、その源を〇〇・〇〇県境の〇〇山（標高 920m）に発し、〇〇山脈から発する〇〇川、〇〇等の支川を合わせながら〇〇盆地を北上し、〇〇川を合流した後、進路を北西に変え、〇〇市〇〇で旧〇〇川を分派し、本川は放水路を経て日本海に注ぎ、旧〇〇川は〇〇港を経て日本海に注ぐ、幹川流路延長 133 km、流域面積 4,710km²の一級河川である。

〇〇川の流域（以下「本流域」という。）は、〇〇市や〇〇市など 5 市 2 町 1 村からなり、流域の土地利用状況は森林等が約 72%、水田や畑地等の農地が約 18%、宅地等の市街地が約 4 %となっており、特に水田は〇〇県全体の約半分を占める有数の穀倉地帯である。

また、〇〇川沿いには〇〇横断自動車道〇〇線や一般国道〇〇号、JR〇〇本線・〇〇新幹線等の基幹交通施設が存しており、社会、経済活動を支える重要な地域となっている。

本流域の気候は、冬期の積雪寒冷を特徴とする日本海性の気候で、年間降水量は平野部で 1,500～1,700mm 程度、山地部 2,000～2,300mm 程度である。本流域の河床勾配は、上流域は約 1/150～1/400 の勾配であり、中流域では約 1/400～1/4,000、下流域では約 1/4,000～1/5,000 の緩勾配であるため浸水が広範囲かつ長期に及ぶ地形であるとともに、中流域には狭窄部や無堤区間が多く存在することから、過去幾度も洪水が発生し、特に明治〇〇年〇〇月洪水では、死者・行方不明者 334 名、流出・全壊戸数 1,594 戸、浸水家屋 18,947 戸と、未曾有の被害がもたらされた。戦時中に発生した昭和〇〇年〇〇月洪水では、死者・行方不明者 11 名、流出・全壊戸数 19 戸、浸水家屋 7,279 戸の被害が生じた。

また、昭和〇〇年〇〇月洪水では〇〇市で家屋や地域の主要な道路が浸水などし、本流域でも床上浸水家屋 534 戸、床下浸水家屋 1,040 戸の被害が発生し、近年では平成〇〇年〇〇月洪水で〇〇水位観測所における観測開始以降の最高水位を記録し、全壊戸数 1 戸、床上浸水家屋 120 戸、床下浸水家屋 325 戸の被害が発生した。

〇〇川の本格的な治水事業は、明治〇〇年〇〇月の未曾有の大洪水やこの後の相次ぐ大洪水を契機に改修計画が採択され、大正〇〇年から本格的な直轄改修事業として〇〇川放水路の開削に着手したのが始まりである。その後、幾多の洪水やダム計画の追加、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の制定などを受

【事例14】治水を目的として暫定形状で整備する河川事業（災害等を踏まえ優先的に整備する事業）

け、「〇〇川工事実施基本計画」等が策定されてきた。

平成〇〇年〇〇月には、〇〇川水系に係る治水、利水、環境を考慮した河川の総合的管理の確保のため、平成9年に改正された河川法に基づき「〇〇川水系河川整備基本方針」が策定され、基準地点「〇〇」における計画高水流量が8,700 m³/秒と定められた。これを受けて、平成〇〇年〇〇月に河川整備を計画的に実施することを目的とした、「〇〇川水系河川整備計画」（以下「整備計画」という。）が策定（平成〇〇年〇〇月変更）され、戦後の代表洪水である昭和〇〇年〇〇月洪水と同規模の洪水に対応した、基準地点「〇〇」における整備計画目標流量を7,100 m³/秒と定め、そのうち河道により対応する流量（以下「河道配分流量」という。）を6,800 m³/秒とし、築堤整備、河道掘削等を順次実施しているところである。このうち、支川〇〇合流点から基準地点「〇〇」までの区間（以下「中流部」という。）については、無堤区間が多く存在し現況河道の流下能力の達成率が低いことから、無堤区間の早期解消等を図るため、昭和〇〇年〇〇月洪水と同規模の洪水に対応することが整備計画の前期整備として位置づけられ、優先的に整備が進められてきた。

このような中、平成〇〇年〇〇月、〇〇月の2度にわたり洪水が発生し、〇〇月洪水ではこれまで前期整備の目標としてきた昭和〇〇年〇〇月洪水を大きく上回る出水により、19.8 km²もの範囲で溢水し、床上浸水家屋167戸、床下浸水家屋538戸、一般国道〇〇号の路面冠水による通行止めやJR〇〇線・〇〇新幹線の地盤崩落等による約1週間の運休が、〇〇月洪水では、床上浸水家屋2戸、床下浸水家屋4戸の被害が生じた。

以上のように甚大な被害が発生したことから、当面の整備目標をこれまでの昭和〇〇年〇〇月洪水から平成〇〇年〇〇月洪水規模とし、基準地点「〇〇」における河道配分流量を6,100 m³/秒として、中流部における河川整備を実施することが平成〇〇年〇〇月に河川激甚災害対策特別緊急事業（以下「激特事業」という。）に指定され、これを受けて平成〇〇年度から平成〇〇年度までの5年間で緊急的に無堤区間の築堤、既存堤防の嵩上げ等を実施するものである。

中流部のうち、左岸の〇〇県〇〇市〇〇字〇〇地内から同市〇〇字〇〇地内までの延長6.7kmの区間及び右岸の同市〇〇字〇〇地内から同市〇〇字〇〇地内までの延長3.6kmの区間（以下、両区間あわせて「本件区間」という。）は、背後地に、家屋、商業施設、農地等のほか、〇〇自動車道〇〇線、一般国道〇〇号、JR〇〇線・〇〇新幹線等の基幹交通施設が存しているにもかかわらず

【事例14】治水を目的として暫定形状で整備する河川事業（災害等を踏まえ優先的に整備する事業）

ず、堤防が整備されていないことなどから、現況流下能力は最も低い箇所です。1,500 m³/秒程度と著しく劣っており、溢水による浸水被害の危険性が極めて高く人命及び財産保護の観点から早急な改修が必要な区間となっている。

このような状況に対処するため、本件区間を全体計画として河川改修を行う「一級河川〇〇川水系〇〇川中流部改修工事（〇〇築堤・〇〇築堤）」（以下「本件事業」という。）を計画したものであり、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第2号に該当する事業である。本件事業の完成により、堤防が整備されていないことなどから溢水による浸水被害の危険性が極めて高い本件区間において、流下能力の向上が図られ、河道配分流量6,100 m³/秒を安全に流下させることが可能となり、洪水時における浸水被害の軽減に寄与するものである。

また、本件事業の施行に伴い市道が遮断されるため、従来の機能の維持を図るために必要最小限の範囲で市道付替工事を関連事業として施行するものであり、当該市道付替工事は土地収用法第3条第1号に該当する事業である。

今回、事業の認定を申請する区間（以下「起業地区間」という。）は、本件区間のうち、左岸においては、既に用地取得が完了している本件事業の起点から〇〇県〇〇市〇〇字〇〇地内の〇〇自動車道〇〇線の〇〇との交差部までの延長2.7kmの区間及び同市〇〇字〇〇地内の市道〇〇線との交差部から本件事業の終点までの延長1.6kmの区間を除いた、同市〇〇字〇〇地内から同市〇〇字〇〇地内までの延長2.4kmの区間であり、右岸においては、既に用地取得が完了している本件事業の起点から同市〇〇字〇〇地内の市道〇〇線との交差部までの延長0.5kmの区間及び同市〇〇字〇〇地内の市道〇〇線との交差部から本件事業の終点までの延長1.7kmの区間を除いた、同市〇〇字〇〇地内から同市〇〇字〇〇地内までの延長1.4kmの区間である。

起業地区間における事業に必要な土地の面積は、223,040 m²、土地所有者及び関係人は〇〇名であり、平成〇〇年4月から鋭意用地交渉を進めてきた結果、平成〇〇年〇〇月末現在、〇〇名(97%)については任意による契約が成立し、218,780 m²(98%)の取得を完了している。

起業者としては、今後とも用地取得の協議を重ね円満に解決するよう努めるものであるが、任意による解決が困難な場合には、速やかに収用委員会の公正な裁決を受けられるよう、あらかじめ事業の認定を受け、事業の円滑な進捗を図ろうとするものである。

事業計画書

（関連事業を含む。）

添付図面第1号
起業地の位置を表示する図面（縮尺25,000分の1）

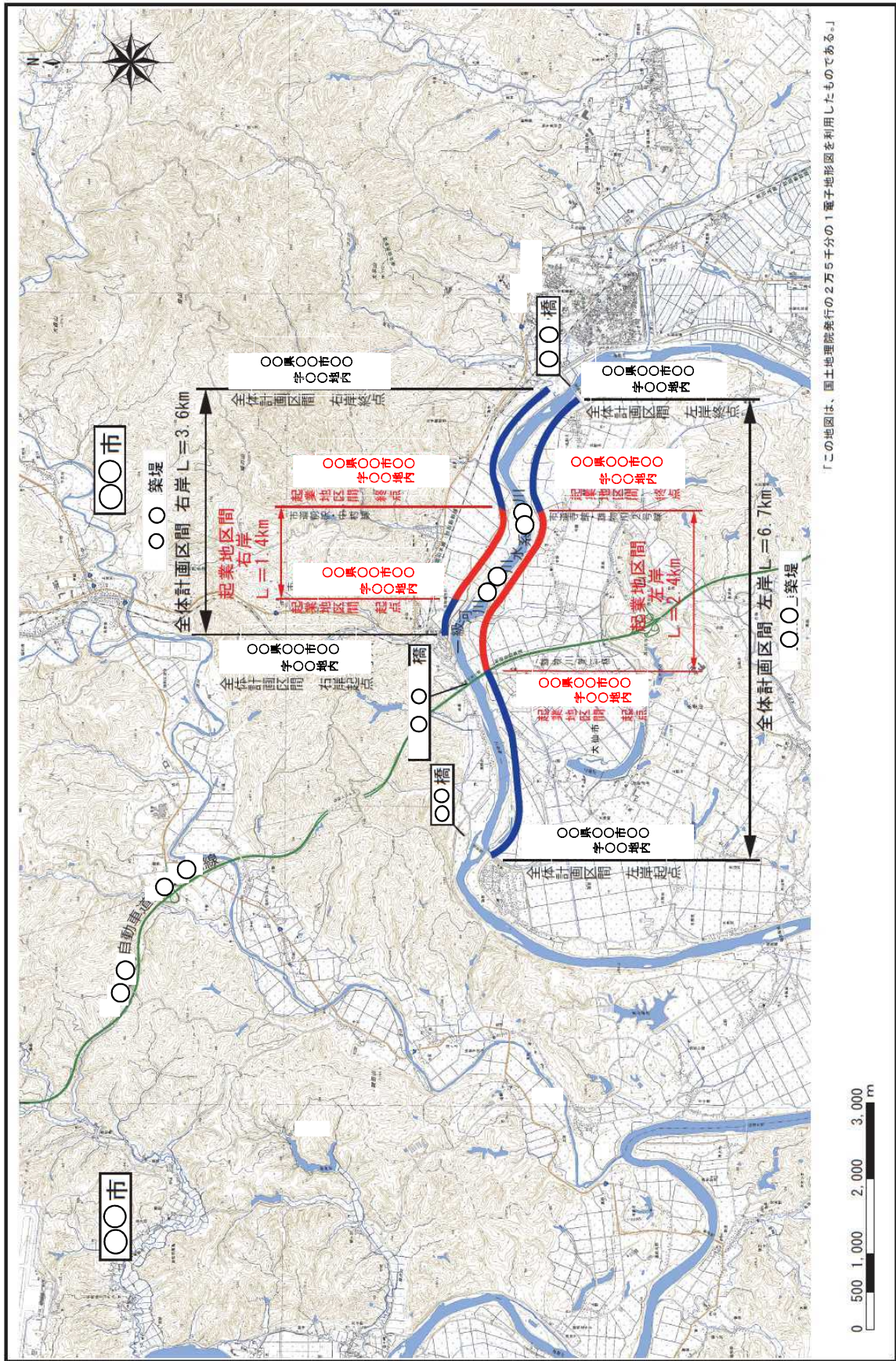


図-2 ○○川事業概要図

【事例14】治水を目的として暫定形状で整備する河川事業（災害等を踏まえ優先的に整備する事業）

1. 事業計画の概要

(1) 本体事業

1) 全体計画

一級河川〇〇川水系〇〇川（以下「〇〇川」という。）は、その源を〇〇・〇〇県境の〇〇山（標高 920m）に発し、〇〇山脈から発する〇〇川、〇〇川等の支川を合わせながら〇〇盆地を北上し、〇〇川を合流した後、進路を北西に変え、〇〇で旧〇〇川を分派し、本川は放水路を経て日本海に注ぎ、旧〇〇川は〇〇港を経て〇〇に注ぐ、幹川流路延長 133 km、流域面積 4,710km²の一級河川である。

〇〇川の流域（以下「本流域」という。）は、〇〇市や〇〇市など 5 市 2 町 1 村からなり、流域の土地利用状況は森林等が約 72%、水田や畑地等の農地が約 18%、宅地等の市街地が約 4%となっており、特に水田は〇〇県全体の約半分を占める有数の穀倉地帯である。

また、〇〇川沿いには〇〇自動車道〇〇線や一般国道〇〇号、JR〇〇線・〇〇新幹線等の基幹交通施設が存しており、社会、経済活動を支える重要な地域となっている。

本流域の気候は、冬期の積雪寒冷を特徴とする日本海性の気候で、年間降水量は平野部で 1,500～1,700mm 程度、山地部 2,000～2,300mm 程度である。本流域の河床勾配は、上流域は約 1/150～1/400 の勾配であり、中流域では約 1/400～1/4,000、下流域では約 1/4,000～1/5,000 の緩勾配であるため浸水が広範囲かつ長期に及ぶ地形であるとともに、中流域には狭窄部や無堤区間が多く存在することから、過去幾度も洪水が発生し、特に明治〇〇年〇〇月洪水では、死者・行方不明者 334 名、流出・全壊戸数 1,594 戸、浸水家屋 18,947 戸と、未曾有の被害をもたらされた。戦時中に発生した昭和〇〇年〇〇月洪水では、死者・行方不明者 11 名、流出・全壊戸数 19 戸、浸水家屋 7,279 戸の被害が生じた。

また、昭和〇〇年〇〇月洪水では〇〇市で家屋や地域の主要な道路が浸水などし、本流域でも床上浸水家屋 534 戸、床下浸水家屋 1,040 戸の被害が発生し、近年では平成 23 年 6 月洪水で〇〇水位観測所における観測開始以降の最高水位を記録し、全壊戸数 1 戸、床上浸水家屋 120 戸、床下浸水家屋 325 戸の被害が発生した。

〇〇川の本格的な治水事業は、明治〇〇年〇〇月の未曾有の大洪水やこの後の相次ぐ大洪水を契機に改修計画が採択され、大正〇〇年から本格的な直轄改修事業として〇〇川放水路の開削に着手したのが始まりである。その後、幾多の洪水やダム計画の追加、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の制定などを受け、「〇〇川工事実施基本計画」等が策定されてきた。

平成〇〇年〇〇月には、〇〇川水系に係る治水、利水、環境を考慮した河川の総合的管理の確保のため、平成 9 年に改正された河川法に基づき「〇〇川水系河川整備基本方針」が策定され、基準地点「〇〇」における計画高水流量が 8,700 m³/秒と定められた。これを受けて、平成〇〇年〇〇月に河川整備を計画的に実施することを目的とした、「〇〇川水系河川整備計画」（以下「整備計画」という。）が策定（平成〇〇年〇〇月変更）

【事例14】治水を目的として暫定形状で整備する河川事業（災害等を踏まえ優先的に整備する事業）

され、戦後の代表洪水である昭和〇〇年〇〇月洪水と同規模の洪水に対応した、基準地点「〇〇」における整備計画目標流量を7,100 m³/秒と定め、そのうち河道により対応する流量（以下「河道配分流量」という。）を6,800 m³/秒とし、築堤整備、河道掘削等を順次実施しているところである。このうち、支川〇〇川合流点から基準地点「〇〇」までの区間（以下「中流部」という。）については、無堤区間が多く存在し現況河道の流下能力の達成率が低いことから、無堤区間の早期解消等を図るため、昭和〇〇年〇〇月洪水と同規模の洪水に対応することが整備計画の前期整備として位置づけられ、優先的に整備が進められてきた。

このような中、平成〇〇年〇〇月、〇〇月の2度にわたり洪水が発生し、〇〇月洪水ではこれまで前期整備の目標としてきた昭和〇〇年〇〇月洪水を大きく上回る出水により、19.8 km²もの範囲で溢水し、床上浸水家屋167戸、床下浸水家屋538戸、一般国道〇〇号の路面冠水による通行止めやJR〇〇線・〇〇新幹線の地盤崩落等による約1週間の運休が、〇〇月洪水では、床上浸水家屋2戸、床下浸水家屋4戸の被害が生じた。

以上のように甚大な被害が発生したことから、当面の整備目標をこれまでの昭和〇〇年〇〇月洪水から平成〇〇年〇〇月洪水規模とし、基準地点「〇〇」における河道配分流量を6,100 m³/秒として、中流部における河川整備を実施することが平成〇〇年〇〇月に河川激甚災害対策特別緊急事業（以下「激特事業」という。）に指定され、これを受けて平成〇〇年度から平成〇〇年度までの5年間で緊急的に無堤区間の築堤、既存堤防の嵩上げ等を実施するものである。

中流部のうち、左岸の〇〇県〇〇市〇〇字〇〇地内から同市〇〇字〇〇地内までの延長6.7kmの区間及び右岸の同市〇〇字〇〇地内から同市〇〇字〇〇地内までの延長3.6kmの区間（以下、両区間あわせて「本件区間」という。）は、背後地に、家屋、商業施設、農地等のほか、〇〇自動車道〇〇線、一般国道〇〇号、JR〇〇線・〇〇新幹線等の基幹交通施設が存しているにもかかわらず、堤防が整備されてないことなどから、現況流下能力は最も低い箇所でも1,500 m³/秒程度と著しく劣っており、溢水による浸水被害の危険性が極めて高く人命及び財産保護の観点から早急な改修が必要な区間となっている。

このような状況に対処するため、本件区間を全体計画として河川改修を行う「一級河川〇〇川水系〇〇川中流部改修工事（〇〇築堤・〇〇築堤）」（以下「本件事業」という。）を計画したものである。

【事例14】 治水を目的として暫定形状で整備する河川事業（災害等を踏まえ優先的に整備する事業）

本件事業の完成により、堤防が整備されていないことなどから溢水による浸水被害の危険性が極めて高い本件区間において、流下能力の向上が図られ、河道配分流量 6,100 m³/秒を安全に流下させることが可能となり、洪水時における浸水被害の軽減に寄与するものである。

本件事業の計画概要は次のとおりである。

○整備計画における計画流量

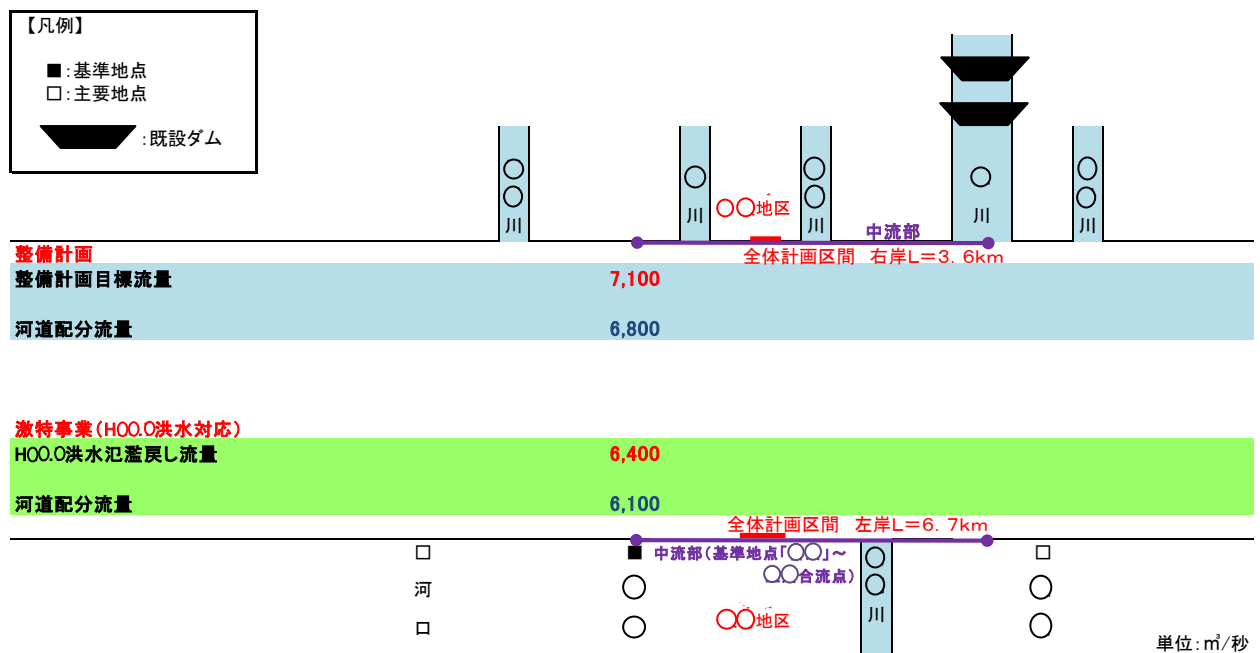
河川名	地点名	地先名等	河道配分流量 [整備計画目標流量]	目標とする 洪水規模
〇〇川	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	6,800 m ³ /秒 [7,100 m ³ /秒]	昭和〇〇年〇〇月

- ・河道配分流量：整備計画で対象とした洪水規模において、洪水調節施設による調節後の流量
- ・整備計画目標流量：整備計画で対象とした洪水規模において、氾濫や洪水調節がないと想定した場合に流れる流量

○激特事業（平成〇〇年〇〇月洪水対応）による計画流量

河川名	地点名	地先名等	河道配分流量 (H〇〇.〇洪水氾濫戻し流量)	目標とする 洪水規模
〇〇	〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	6,100 m ³ /秒 <6,400 m ³ /秒>	平成〇〇年〇〇月

図 整備計画と激特事業との計画流量の比較



【事例14】治水を目的として暫定形状で整備する河川事業（災害等を踏まえ優先的に整備する事業）

イ 施行区間

左岸

起点：〇〇県〇〇市〇〇字〇〇地内

終点：〇〇県〇〇市〇〇字〇〇地内

右岸

起点：〇〇県〇〇市〇〇字〇〇地内

終点：〇〇県〇〇市〇〇字〇〇地内

ロ 施行延長

左岸 6.7km

右岸 3.6km

ハ 経過する市町村

〇〇県〇〇市 1市

ニ 工事量

築堤盛土工 1,459,500 m³

樋門 8基

ホ 計画諸元

河道配分流量	6,100 m ³ /秒（基準地点 〇〇）
計画堤防高	H. W. L - 1.0m 左岸：T. P.（東京湾中等潮位）+19.590m 右岸：T. P.（東京湾中等潮位）+19.602m
天端幅	22.0m
法勾配（川表）	1：3.0
法勾配（川裏）	1：3.0

【事例14】治水を目的として暫定形状で整備する河川事業（災害等を踏まえ優先的に整備する事業）

2) 起業地計画

今回、事業の認定を申請する区間（以下「起業地区間」という。）は、本件区間のうち、左岸においては、既に用地取得が完了している本件事業の起点から〇〇県〇〇市〇〇字〇〇地内の〇〇自動車道〇〇線の〇〇との交差部までの延長 2.7km の区間及び同市〇〇字〇〇地内の市道〇〇線との交差部から本件事業の終点までの延長 1.6km の区間を除いた、同市〇〇字〇〇地内から同市〇〇字〇〇地内までの延長 2.4 kmの区間であり、右岸においては、既に用地取得が完了している本件事業の起点から同市〇〇字〇〇地内の市道〇〇線との交差部までの延長 0.5km の区間及び同市〇〇字〇〇地内の市道〇〇線との交差部から本件事業の終点までの延長 1.7km の区間を除いた、同市〇〇字〇〇地内から同市〇〇字〇〇地内までの延長 1.4 kmの区間である。

(2) 関連事業

本体事業の施行に伴い必要の生じた市道の付替工事は、当該施設の従来の機能回復を図るため、当概施設の管理者との協議により、必要最小限の範囲を本体事業と併せて関連事業として施行するものである。その計画概要は次のとおりである。

関連事業計画書

図面 表示 番号	施設の種類 及び名称	管理者	現 況	計 画
			L=延長 W=幅員 構造・形式	L=延長 W=幅員 構造・形式
1	市道 〇〇線	〇〇市	L = 260 m W = 4.00 m 敷砂利	L = 160 m W = 4.00 m 敷砂利

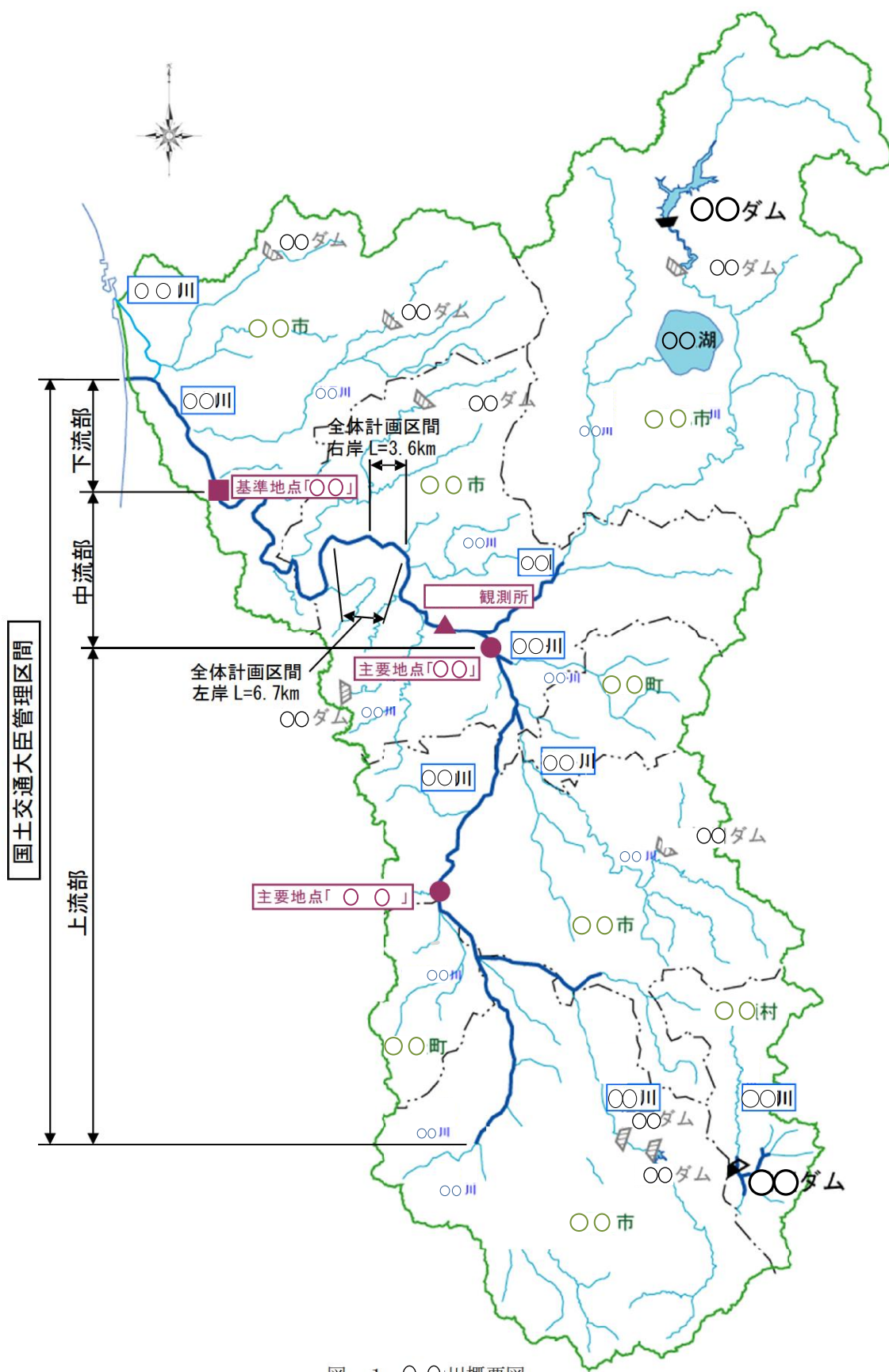


図-1 〇〇川概要図

【事例14】治水を目的として暫定形状で整備する河川事業（災害等を踏まえ優先的に整備する事業）

2. 事業の開始及び完成の時期

全体計画及び起業地計画

開始の時期 平成〇〇年〇〇月

完成の時期 平成〇〇年〇〇月

3. 事業に要する経費及び財源

(1) 経 費

(単位：百万円)

費 目	区 分	全体計画	起業地計画	起業地計画に要する経費の内訳		
				平成〇〇年 度まで	平成〇〇年 度	平成〇〇年 度以降
事業費計		13,222	7,714	3,384	588	3,742
内 訳	工事費	10,735	6,524	2,599	475	3,450
	用地費及び補償費	1,307	481	461	10	10
	その他	1,180	709	324	103	282

※上記費用には、関連事業に要する経費を含む。

(2) 財 源

科目	所管名	国土交通省
会計		一般会計
項		河川整備事業費
目		河川改修費

科目	所管名	国土交通省
会計		一般会計
項		災害対策等緊急事業推進費
目		河川激甚災害対策特別緊急事業費

4. 事業の施行を必要とする公益上の理由

(1) 本体事業

本流域の気候は、冬期の積雪寒冷を特徴とする日本海性の気候で、年間降水量は平野部で1,500～1,700mm程度、山地部2,000～2,300mm程度である。本流域の河床勾配は、上流域は約1/150～1/400の勾配であり、中流部では約1/400～1/4,000、下流域では約1/4,000～1/5,000の緩勾配であるため浸水が広範囲かつ長期に及ぶ地形であるとともに、中流域には狭窄部や無堤区間が多く存在することから、過去幾度も洪水が発生し、特に明治〇〇年〇〇月洪水では、死者・行方不明者334名、流出・全壊戸数1,594戸、浸水家屋18,947戸と、未曾有の被害をもたらされた。戦時中に発生した昭和〇〇年〇〇月洪水では、死者・行方不明者11名、流出・全壊戸数19戸、浸水家屋7,279戸の被害が生じた。

また、昭和〇〇年〇〇月洪水では〇〇市で家屋や地域の主要な道路が浸水などし、本流域でも床上浸水家屋534戸、床下浸水家屋1,040戸の被害が発生し、近年では平成〇〇年〇〇月洪水で〇〇水位観測所における観測開始以降の最高水位を記録し、全壊戸数1戸、床上浸水家屋120戸、床下浸水家屋325戸の被害が発生した。（表－1）

【事例14】治水を目的として暫定形状で整備する河川事業（災害等を踏まえ優先的に整備する事業）

表-1 ○○川における主な洪水被害一覧

洪水生起年月	気象状況	基準地点○○		被害状況
		流域平均 2日雨量 (mm)	ピーク流量 (実績流量) (m ³ /s)	
明治○○年○月	前線の停滞	—	—	死者・行方不明者 334 名、流失・全壊戸数 1,594 戸、 浸水 18,947 戸
明治○○年○月	前線の停滞	206	—	流失・全壊戸数 6 戸、 床上浸水 5,247 戸、床下浸水 2,770 戸
昭和○○年○月	前線の停滞	222	—	死者・行方不明者 11 名、流失・全壊戸数 19 戸、 浸水家屋 7,279 戸
昭和○○年○月	前線の停滞	238	—	死者・行方不明者 11 名、流失・全壊戸数 308 戸、 床上浸水 13,102 戸、床下浸水 12,259 戸
昭和○○年 8 月	前線の停滞	158	—	死者 7 名、流失・全壊戸数 113 戸 床上浸水 4,335 戸、床下浸水 7,631 戸
昭和○○年○月	前線の停滞	156	3,811	死者・行方不明者 8 名、 流失・全壊戸数 23 戸 床上浸水 11,522 戸、床下浸水 21,067 戸
昭和○○年○月	前線の停滞	126	2,807	流失・全壊戸数 9 戸、 床上浸水 2,885 戸、床下浸水 10,162 戸
昭和○○年○月	前線の停滞	132	2,218	床上浸水 255 戸、床下浸水 1,181 戸
昭和○○年○月	前線の停滞	142	2,485	床上浸水 158 戸、床下浸水 2,147 戸
昭和○○年○月	前線の停滞	182	3,298	流失・全壊戸数 4 戸、 床上浸水 1,465 戸、床下浸水 3,439 戸
昭和○○年○月	前線の停滞	135	2,693	流失・全壊戸数 1 戸、 床上浸水 77 戸、床下浸水 1,001 戸
昭和○○年○月	台風○○号	126	2,283	床上浸水 2 戸、床下浸水 9 戸
昭和○○年○月	前線の停滞	157	3,258	床上浸水 534 戸、床下浸水 1,040 戸
平成○○年○月	前線の停滞	126	2,303	床上浸水 159 戸、床下浸水 351 戸
平成○○年○月	前線の停滞	157	3,121	床上浸水 35 戸、床下浸水 238 戸
平成○○年○月	前線の停滞	168	3,463	全壊戸数 1 戸、 床上浸水 120 戸、床下浸水 325 戸

※国土交通省○○地方整備局作成「○○川水系河川整備計画（大臣管理区間）」平成○○年○月による。

さらに、平成○○年○月、○月の2度にわたり洪水が発生し、○月洪水ではこれまで前期整備の目標としてきた昭和○○年○月洪水を大きく上回る出水により、19.8 km²もの範囲で溢水し、床上浸水家屋 167 戸、床下浸水家屋 538 戸、一般国道○○号の路面冠水による通行止めや JR○○線・○○新幹線の地盤崩落等による約 1 週間の運休、○月洪水では、床上浸水家屋 2 戸、床下浸水家屋 4 戸など甚大な被害が生じた。（表-2）

【事例14】治水を目的として暫定形状で整備する河川事業（災害等を踏まえ優先的に整備する事業）

表-2 平成〇〇年〇月、〇月における中流部の被災状況

洪水生起年月	気象状況	基準地点〇〇		被害状況
		流域平均 2日雨量 (mm)	ピーク流量 (実績流量) (m ³ /s)	
平成〇〇年〇月	前線の停滞	220	6,053	床上浸水 167 戸、床下浸水 538 戸、浸水面積 19.8 km ² 、
平成〇〇年〇月	前線の停滞	120	—	床上浸水 2 戸、床下浸水 4 戸、浸水面積 6.23 km ²

※〇〇地方整備局調べ（速報値）

以上のように甚大な被害が発生したことから、当面の整備目標をこれまでの昭和〇〇年〇月洪水から平成〇〇年〇月洪水規模とし、基準地点「〇〇」における河道配分流量を 6,100 m³/秒として、中流部における河川整備を実施することが平成〇〇年〇月に激特事業に指定され、これを受けて平成〇〇年度から平成〇〇年度までの5年間で緊急的に無堤区間の築堤、既存堤防の嵩上げ等を実施するものである。

このうち本件区間は、その背後地に家屋、商業施設、農地等のほか、〇〇自動車道〇〇線及び一般国道〇〇号、JR〇〇線・〇〇新幹線等の基幹交通施設が存しているにもかかわらず、堤防が整備されていないことなどから、現況流下能力は最小で 1,500 m³/秒程度と著しく劣っており、平成〇〇年〇月洪水においても溢水により大きな被害が生じたことから人命及び財産保護の観点から早急な対応が必要な区間となっている。（表-3）

表-3 平成〇〇年〇月、〇月における本件区間の被災状況

洪水生起年月日	被災状況
平成〇〇年〇月	浸水実績 右岸：〇〇地区 外水による浸水家屋 27 戸 国道〇〇号冠水による通行止め、JR〇〇線・〇〇新幹線の地盤崩落等による約 1 週間の運休 左岸：〇〇地区 外水による浸水家屋 166 戸（中流部最多）
平成〇〇年〇月	浸水実績 右岸：〇〇地区 外水による浸水家屋 1 戸

※〇〇地方整備局調べ（速報値）

【事例14】治水を目的として暫定形状で整備する河川事業（災害等を踏まえ優先的に整備する事業）

このような状況に対処するため、本件区間を全体計画として河川改修を行う本件事業を計画したものである。

本件事業の完成により、堤防が整備されていないことなどから溢水による浸水被害の危険性が極めて高い本件区間において、流下能力の向上が図られ、河道配分流量 6,100 m³/秒を安全に流下させることが可能となり、洪水時における浸水被害の軽減に寄与するものである。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成〇〇年〇〇月に任意で工事実施に伴う騒音及び振動による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。さらに、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺的生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、起業者が平成〇〇年〇〇月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物である〇〇〇〇、天然記念物である〇〇〇、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているキタノアカヒレタビラ、カジカ中卵型及びコバネアオイトトンボその他これらの分類に該当しない重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヌカボタデ、ノダイオウ、カンエンガヤツリ等、準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ、ノウルシ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。加えて、起業者としては、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、今後、〇〇県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

本件事業の早期完成を求める声は強く、〇〇市長を会長とする〇〇川改修整備促進期成同盟会より、本件事業の整備促進を強く要望されているところである。

以上のとおり、本件事業の社会的、経済的効果は著しく、公益に資するところは極めて大きいものがある。

（2）関連事業

本体事業の施行に伴い分断される市道は、地域住民に必要不可欠なものであることから、従来の機能を回復する必要がある、当該市道付替工事を必要最小限の範囲で本体事業と併せて施行するものである。

【事例14】治水を目的として暫定形状で整備する河川事業（災害等を踏まえ優先的に整備する事業）

5. 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

(1) 事業に必要な土地の面積

① 収用の部分

(単位：m²)

地目	本体事業	関連事業	計
宅地	4,430	0	4,430
田・畑	163,830	580	164,410
河川	7,180	0	7,180
原野	6,610	0	6,610
山林	16,470	20	16,490
水路	9,540	10	9,550
道路	11,000	10	11,010
その他	2,400	0	2,400
計	221,460	620	222,080

② 使用の部分

(単位：m²)

地目	本体事業	関連事業	計
田・畑	520	0	520
原野	90	0	90
山林	120	0	120
水路	100	0	100
道路	130	0	130
計	960	0	960

(2) 起業地内にある主な物件の数量

なし

(3) これらを必要とする理由

1) 収用の部分

これらの土地は、事業計画の概要で述べたとおり、本件事業を施行するために必要最小限の土地である。

2) 使用の部分

これらの土地は樋門の設置にあたり、隣接する土地の掘削のために工事期間中一時的に使用するものであり、使用する範囲は必要最小限の土地である。

6. 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

(1) 本体事業

① 起終点の位置及び事業の優先順位について

本件事業は、堤防が整備されていないことなどから溢水による浸水被害の危険性が極めて高い本件区間において、洪水時における浸水被害の軽減を図ることを主な目的として、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等で定める規格に基づき河川改修を行うものである。

本件区間の左岸は、最低宅盤高が高く、近年の主要洪水（昭和〇〇年〇月、平成〇〇年〇月、平成〇〇年〇月）の全てで浸水被害に見舞われ、かつ〇〇川中流部で最も浸水戸数が多かったこと、また、本件区間の右岸は最低宅盤高が低く、平成〇〇年〇月洪水よりも小規模であった昭和〇〇年〇月洪水でも家屋浸水が生じていること、主要交通施設である一般国道〇〇号や〇〇新幹線が位置しており、これらの施設も浸水による影響を受けていることなどから、早期に堤防を整備する必要がある、本件事業の起終点の位置は、既に堤防が設置されている、若しくは山付きであることから、河道配分流量に対する流下能力が確保されている箇所との接続地点とし、左岸については、起点を〇〇県〇〇市〇〇字〇〇地内の堤防整備済み箇所、終点を同市〇〇字〇〇地内の堤防整備済み箇所とした。また、右岸については、起点を同市〇〇字〇〇地内の山付き箇所、終点を同市〇〇字〇〇地内の山付き箇所とした。

② 代替案の比較について

本件事業の改修方法については、本件区間内には〇〇自動車道〇〇線の〇〇橋があり、この橋梁の架替は、新たな橋脚設置に伴う河川環境への影響が大きいこと、長期に及ぶ工事期間が周辺集落に与える社会的影響が大きいこと、莫大な費用がかかることなどから現実的ではないため、架替が発生しないよう〇〇橋をコントロールポイントとして上下流に分け、〇〇橋より上流については、築堤案と築堤と河道掘削を組み合わせた案の2案について、社会的、技術的及び経済的観点から比較検討を行った。また、〇〇橋より下流については、以下の理由※により、土地利用に与える影響が最小限で、かつ治水上最適な河道線形である申請案が合理的であるため、検討から除外した。

※〇〇川〇〇橋より下流の築堤位置について

可能な限り堤内地側へ築堤した場合、約45haの圃場整備済みの田地が堤外地となり、地域住民の生活の基盤である農業に大きな影響を与えること、また、〇〇橋付近に人為的に湾曲部を発生させることになり、治水上望ましくないことから合理的ではない。また、可能な限り河道に近い位置に築堤するとともに河道掘削を併用する場合は、河道内を改変することから河川環境への影響が大きいことや、河道形状が〇〇橋より下流の〇

【事例14】治水を目的として暫定形状で整備する河川事業（災害等を踏まえ優先的に整備する事業）

○堤に対して直線となるため、流速を増した洪水が直接○○堤に衝突することになり治水上望ましくないことから合理的ではない。

A案（申請案）：築提案

B案 ：築堤＋河道掘削案

A案（申請案）：築提案

本案は、集落の移転が発生せず、また、堤外民地が極力少なくなるような位置に堤防を整備する案である。

本案は、移転対象家屋が無く、大部分が農地を通過し、河道掘削を行わないため河川環境に与える影響は小さい。また、B案よりも堤内側に築堤することになることから、築堤後の堤外民地面積は1,521,300㎡とB案よりも多くなるが、取得必要面積は477,761㎡とB案よりも少なくなる。しかし、盛土による築堤が主な工事であることから施工期間（83ヶ月）はB案より短く、事業費も13,222百万円とB案より少なくなり、施工性・経済性に優れている。以上のことから、総合的に判断して最も合理的な計画である。

B案：築堤＋河道掘削案

本案は、集落の移転が発生せず、堤外民地が極力少なくなるようA案よりも更に河道側に堤防を整備するとともに河道掘削を行う案である。

本案は、移転対象家屋が無く、大部分が農地を通過するが、河道掘削を行うため河川環境に与える影響は大きい。また、A案より築堤延長が長くなることに加え、掘削用地が必要であるため、取得必要面積は482,676㎡とA案よりも多くなるが、築堤後の堤外民地面積は1,024,900㎡とA案よりも少なくなる。しかし、築堤延長が長く河道掘削も必要となることから施工期間（115ヶ月）がA案より圧倒的に長く、事業費も18,303百万円とA案よりも多くなり、施工性、経済性に劣る。以上のことから、総合的に判断して合理的な計画と言えない。

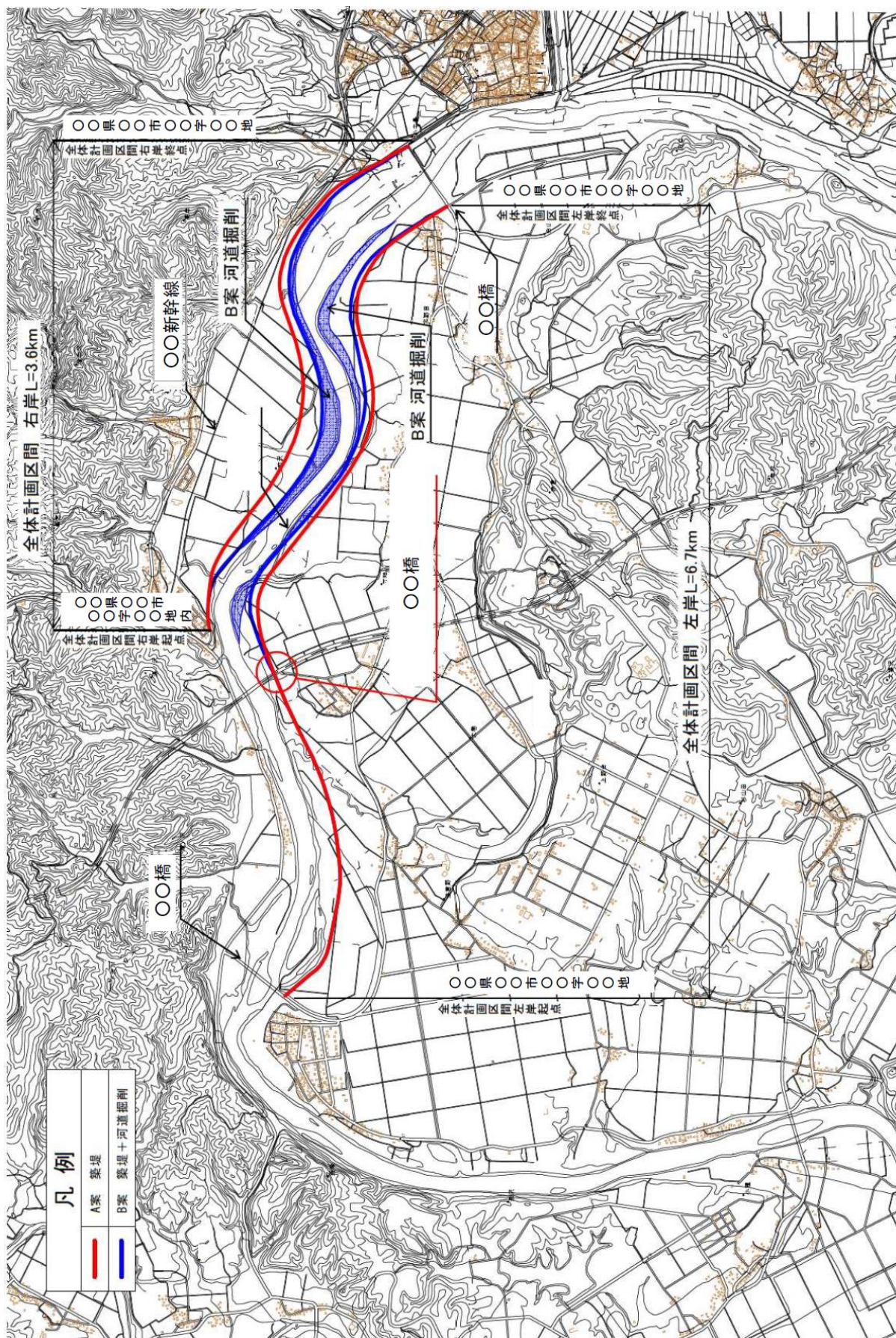
以上、2案について、社会的、技術的及び経済的条件から比較検討した結果、申請案が総合的に判断して最も合理的であるから、○○橋より上流の改修方法としたものである。

【事例14】治水を目的として暫定形状で整備する河川事業（災害等を踏まえ優先的に整備する事業）

一級河川〇〇川 〇〇川中流部改修事業 工法比較表

比較案		A案（築堤）	【申請案】	B案（築堤+河道掘削案）
社会的項目	比較項目			
	移転対象物件	家屋	0戸	家屋 0戸
	取得必要面積	宅地	10,385 m ²	宅地 10,492 m ²
		田畑	417,358 m ²	田畑 421,651 m ²
		山林	50,018 m ²	山林 50,533 m ²
	計	477,761 m ²	計 482,676 m ²	
土地利用に与える影響	移転対象家屋がないことはB案と同等である。B案よりも堤内側に築堤することになることから、築堤後の堤外民地面積は1,521,300m ² とB案よりも多くなるが、取得必要面積は477,761m ² とB案よりも少なくなることから土地利用に与える影響は限定的である。		移転対象家屋がないことはA案と同等である。A案よりも築堤延長が長くなることに加え、掘削用地が必要であるため、取得必要面積は482,676m ² とA案よりも多くなるが、築堤後の堤外民地面積は1,024,900m ² とA案よりも少なくなることから土地利用に与える影響は限定的である。	
環境に与える影響	一般的な築堤工事であり、田畑等の土地に施工し、河道内での施工は無いことから、環境に与える影響は小さい。		一般的な築堤ではあるが、河道掘削工事を行うため、環境に与える影響は大きい。	
技術的項目	工事内容	無堤区間の築堤を行うため、主に盛土工事である。		無堤区間の築堤に伴う盛土工事及び河道掘削工事である。
	工事量	築堤（新堤）	1,459,500 m ³ (L= 10,993 m)	築堤（新堤） 1,473,850 m ³ (L= 11,108 m)
		河道掘削	0 m ³	河道掘削 2,489,443 m ³
		樋門等	8基	樋門等 8基
	施工期間	83ヶ月（約6.8年）		115ヶ月（約9.6年）
工事施工の難易度・工期	一般的な築堤工事であり難盛土による築堤が主な工事であることから施工期間（83ヶ月）はB案より短く、難易度は低く施工性に優れる。		築堤延長が長く河道掘削も必要となることから施工期間（115ヶ月）がA案より圧倒的に長く、また、河道掘削では、河道での矢板締切り等の仮設工事が必要になり難易度は高い。よって、A案より施工性に劣る。	
経済性	事業費	13,222 百万円		事業費 18,303 百万円
	工事費	10,735 百万円		工事費 15,802 百万円
	用地費及び補償費	1,307 百万円		用地費及び補償費 1,321 百万円
	間接費及び諸費	1,180 百万円		間接費及び諸費 1,180 百万円
総合判断	B案と比較すると、移転対象家屋が無いことは同等であるが、河道掘削を行わないため河川環境に与える影響は小さい。また、堤内側に築堤することになることから、築堤後の堤外民地面積は1,521,300m ² とB案よりも多くなるが、取得必要面積は477,761m ² とB案よりも少なくなる。しかし、盛土による築堤が主な工事であることから施工期間（83ヶ月）はB案より短く、事業費も13,222百万円とB案より少なくなり、施工性・経済性に優れている。以上のことから、総合的に判断して最も合理的な計画である。		A案と比較すると、移転対象家屋が無いことは同等であるが、河道掘削を行うため河川環境に与える影響は大きい。また、河道に沿って築堤することから延長が長くなることに加え、掘削用地が必要であるため、取得必要面積は482,676m ² とA案よりも多くなるが、築堤後の堤外民地面積は1,024,900m ² とA案よりも少なくなる。しかし、築堤延長が長く河道掘削も必要となることから施工期間（115ヶ月）がA案より圧倒的に長く、事業費も18,303百万円とA案よりも多くなり、施工性、経済性に劣る。以上のことから、総合的に判断して合理的な計画と言えない。	
判定	○		×	

【事例14】 治水を目的として暫定形状で整備する河川事業（災害等を踏まえ優先的に整備する事業）



（2）関連事業

関連事業として施行する市道の付替工事は、本体事業の施行により従前の施設が分断されその機能が損なわれるため、当概道路管理者と協議を行い、従前の機能を維持するために必要な最小限の範囲で施行するものであり、社会的、技術的及び経済的に見て最良のものである。

以上のおり、起業地を本体事業に用いることは、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものである。